



2024年11月1日

各位

会社名 株式会社東葛ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 石塚 俊之  
(コード番号：2754 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 管理部長 高橋 輝  
(TEL. 047-346-1190)

(訂正)「株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2024年11月1日に開示いたしました「株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」について一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

【訂正前】

I. 株式併合について

2. 本株式併合の要旨

(2) 本株式併合の内容

③ 減少する発行済株式総数

4,838,274株(注4)

(注4) 減少する発行済株式総数は、当社が2024年8月8日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(4,840,000株)から、2024年11月1日開催の取締役会において決議した、2024年12月29日時点で消却する予定の2024年10月21日現在当社が所有する自己株式数(1,718株)を除いた株式数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

4,838,282株(注5)

(注5) 当社は、2024年11月1日開催の取締役会において、2024年12月29日付で自己株式1,718株(2024年10月21日時点で所有する自己株式の数に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年1月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を当社が買取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年2月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年3月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年12月29日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

### 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

#### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

#### ③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

##### (ii) 自己株式の消却

当社は、2024年11月1日開催の取締役会において、2024年12月29日付で自己株式1,718株(2024年10月21日時点の自己株式の全部に相当)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は4,838,282株となります。

#### 【訂正後】

#### 1. 株式併合について

#### 2. 本株式併合の要旨

#### (2) 本株式併合の内容

#### ③ 減少する発行済株式総数

4,838,274株(注4)

(注4) 減少する発行済株式総数は、当社が2024年8月8日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(4,840,000株)から、2024年11月1日開催の取締役会において決議した、2024年12月27日時点で消却する予定の2024年10月21日現在当社が所有する自己株式数(1,718株)を除いた株式数を前提としております。

#### ④ 効力発生前における発行済株式総数

4,838,282株(注5)

(注5) 当社は、2024年11月1日開催の取締役会において、2024年12月27日付で自己株式1,718株(2024年10月21日時点で所有する自己株式の数に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

#### ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年1月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を当社が買取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年2月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年3月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前営業日である2024年12月27日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(ii) 自己株式の消却

当社は、2024年11月1日開催の取締役会において、2024年12月27日付で自己株式1,718株(2024年10月21日時点の自己株式の全部に相当)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は4,838,282株となります。

以 上